

働き方改革実行計画（抄）

平成 29 年 3 月 28 日

働き方改革実現会議決定

4. 罰則付き時間外労働の上限規制の導入など長時間労働の是正**（時間外労働の上限規制）**

週 40 時間を超えて労働可能となる時間外労働の限度を、原則として、月 45 時間、かつ、年 360 時間とし、違反には以下の特例の場合を除いて罰則を課す。特例として、臨時的な特別の事情がある場合として、労使が合意して労使協定を結ぶ場合においても、上回ることができない時間外労働時間を年 720 時間（＝月平均 60 時間）とする。かつ、年 720 時間以内において、一時的に事務量が増加する場合について、最低限、上回ることでできない上限を設ける。

この上限について、① 2 か月、3 か月、4 か月、5 か月、6 か月の平均で、いずれにおいても、休日労働を含んで、80 時間以内を満たさなければならないとする。② 単月では、休日労働を含んで 100 時間未満を満たさなければならないとする。③ 加えて、時間外労働の限度の原則は、月 45 時間、かつ、年 360 時間であることに鑑み、これを上回る特例の適用は、年半分を上回らないよう、年 6 回を上限とする。

（現行の適用除外等の取扱い）

自動車の運転業務については、現行制度では限度基準告示の適用除外とされている。その特殊性を踏まえ、拘束時間の上限を定めた「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」で自動車運送事業者への監督を行っているが、限度基準告示の適用対象となっている他業種と比べて長時間労働が認められている。これに対し、今回は、罰則付きの時間外労働規制の適用除外とせず、改正法の一般則の施行期日の 5 年後に、年 960 時間（＝月平均 80 時間）以内の規制を適用することとし、かつ、将来的には一般則の適用を目指す旨の規定を設けることとする。5 年後の施行に向けて、荷主を含めた関係者で構成する協議会で労働時間の短縮策を検討するなど、長時間労働を是正するための環境整備を強力に推進する。

（取引条件改善など業種ごとの取組の推進）

自動車運送事業については、関係省庁横断的な検討の場を設け、IT の活用等

による生産性の向上、多様な人材の確保・育成等の長時間労働を是正するための環境を整備するための関連制度の見直しや支援措置を行うこととし、行動計画を策定・実施する。特にトラック運送事業においては、事業者、荷主、関係団体等が参画して実施中の実証事業を踏まえてガイドラインを策定するとともに、関係省庁と連携して、①下請取引の改善等取引条件を適正化する措置、②複数のドライバーが輸送行程を分担することで短時間勤務を可能にする等生産性向上に向けた措置や③荷待ち時間の削減等に対する荷主の協力を確保するために必要な措置、支援策を実施する。

平成29年9月15日
【照会先】
本件の照会先は下欄をご覧ください

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱」の答申

厚生労働省が、平成29年9月8日に、労働政策審議会(会長 樋口美雄 慶応義塾大学商学部教授)に諮問した「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱」について、労働政策審議会の各分科会・部会(※)で審議が行われた結果、本日、同審議会から加藤勝信厚生労働大臣に対して別添のとおり答申が行われました。

厚生労働省では、この答申を踏まえて法律案を作成し、次期国会への提出の準備を進めます。

(※)労働政策審議会各分科会・部会

- ・労働条件分科会(分科会長 荒木 尚志 東京大学大学院法学政治学研究科教授)
- ・安全衛生分科会(分科会長 土橋 律 東京大学大学院工学系研究科教授)
- ・職業安定分科会(分科会長 阿部 正浩 中央大学経済学部教授)
- ・雇用環境・均等分科会(分科会長 奥宮 京子 弁護士(田辺総合法律事務所))
- ・職業安定分科会・雇用環境・均等分科会同一労働同一賃金部会(部会長 守島 基博 学習院大学経済学部経営学科教授)

【法律案要綱のポイント】

- 働き方改革の総合的かつ継続的な推進
働き方改革に係る基本的考え方を明らかにするとともに、国は、改革を総合的かつ継続的に推進するための「基本方針」(閣議決定)を定めることとする。(雇用対策法)
- 長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現等
 - 労働時間に関する制度の見直し(労働基準法)
 - ・時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満(休日労働含む)、複数月平均80時間(休日労働含む)を限度に設定。
※自動車運転業務、建設事業、医師等について、猶予期間を設けた上で規制を適用等の例外あり。研究開発業務について、医師の面接指導、代替休暇の付与等の健康確保措置を設けた上で、時間外労働の上限規制は適用しない。
 - ・月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率(50%以上)について、中小企業への猶予措置を廃止する。また、使用者は、10日以上有給休暇が付与される労働者に対し、5日について、毎年、時季を指定して与えなければならないこととする。
 - ・企画業務型裁量労働制の対象業務への「課題解決型の開発提案業務」と「裁量的にPDCAを回す業務」の追加と、高度プロフェッショナル制度の創設等を行う。(企画業務型裁量労働制の業務範囲を明確化・高度プロフェッショナル制度における健康確保措置を強化)
 - 勤務間インターバル制度の普及促進等(労働時間等設定改善法)
 - ・事業主は、前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息の確保に努めなければならないこととする。
 - 産業医・産業保健機能の強化(労働安全衛生法等)
 - ・事業者から、産業医に対しその業務を適切に行うために必要な情報を提供することとするなど、産業医・産業保健機能の強化を図る。
- 雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保
 - 不合理な待遇差を解消するための規定の整備(パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法)
 - ・短時間・有期雇用労働者に関する正規雇用労働者との不合理な待遇の禁止に関し、個々の待遇ごとに、当該待遇の性質・目的に照らして適切と認められる事情を考慮して判断されるべき旨を明確化。併せて有期雇用労働者の均等待遇規定を整備。派遣労働者について、(a)派遣先の労働者との均等・均衡待遇、(b)一定の要件※を満たす労使協定による待遇のいずれかを確保することを義務化。また、これらの事項に関するガイドラインの根拠規定を整備。
(※)同種業務の一般の労働者の平均的な賃金と同等以上の賃金であること等
 - 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化(パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法)
 - ・短時間労働者・有期雇用労働者・派遣労働者について、正規雇用労働者との待遇差の内容・理由等に関する説明を義務化。
 - 行政による履行確保措置及び裁判外紛争解決手続(行政ADR)の整備
 - ・(1)の義務や(2)の説明義務について、行政による履行確保措置及び行政ADRを整備。

【施行期日】

- 公布日
- 平成31年4月1日(2の(1)中小企業における割増賃金率の見直しは平成34年4月1日)
- 平成31年4月1日(中小企業におけるパートタイム労働法・労働契約法の改正規定の適用は平成32年4月1日)

【この報道発表資料に関する照会先】 厚生労働省 代表電話 03(5253)1111

担当部局	担当者
労働基準局 労働条件政策課	課長 藤枝 茂 調査官 中嶋 章浩 課長補佐 金子 正 (内線5350)

労働基準局
安全衛生部 計画課

(直通電話) 03(3502)1599
課 長 久知良 俊二
課長補佐 亀井 崇
(内線5478)

職業安定局
総務課

(直通電話) 03(3502)6753
課 長 田中 佐智子
課長補佐 黒田 啓太
(内線 5681)
(直通電話) 03(3502)6768

雇用環境・均等局
総務課

企画官 岡 英範
課長補佐 古屋 勝史
(内線 7812)
(直通電話) 03(3595)2491

雇用環境・均等局
有期・短時間労働課

課 長 松永 久
室 長 宇野 禎晃
課長補佐 横田 正明
(内線 5263)
(直通電話) 03(3595)3352

㊤ [【別添】労働政策審議会答申\(PDF:650KB\)](#)

㊤ [【参考1】働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱\(PDF:274KB\)](#)

㊤ [【参考2】労働政策審議会各分科会・部会委員名簿\(PDF:230KB\)](#)



〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話:03-5253-1111(代表)
Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.